平成２７年（フ）第１１７号
山口県下関市綾羅木本町７丁目19番10―205号　サバービア綾羅木Ⅰ
債務者　柴田　　薫
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１２０号
山口県下関市栄町８番３―404号　県営住宅栄団地Ａ棟
債務者　山下美智子（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
徳島県海部郡美波町東由岐字大池170番地５
債務者　森本　賢司
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２７年（フ）第３３９号
大分県別府市観海寺３組　アイリス別府805号、住民票上の住所大分市泉町10番23号
債務者　木下　應韶
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４０号
大分県別府市石垣東４丁目１番51号　ローズいまじん別府石垣
債務者　糸永　英一
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３７３号
大分市大字奥田527番地の２（エクセルＳＨＩＮ101）
債務者　堤　　賀恵
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９９号
鹿児島県垂水市中俣128番地
債務者　木場　節子
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
富山県中新川郡上市町西中町72番地
債務者　佐伯　三郎
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６５号
神奈川県小田原市中曽根202番地　メゾンドール108
債務者　宮崎　勝克
1　決定年月日時　平成27年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６０号
神奈川県秦野市平沢1494番地の６　ドミールＳＵＮ　102号、前住所静岡県賀茂郡西伊豆町中498番地の16　フジハイツＡ101
債務者　野畑　有香（旧姓若佐・小柳）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６２号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野378番地　ハイツ外窪Ｂ棟102号
債務者　佐藤　庸子
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６６号
神奈川県小田原市久野471番地２　小田原サニータウン603号
債務者　伊藤かほる
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４６８号
神奈川県平塚市入野277番地の４　ドミール今井Ｂ202号
債務者　出田　勇次
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３１号
青森県上北郡野辺地町字白岩９番地　白岩荘Ｄ棟２号室
債務者　舘脇　幸子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
青森市大字新城字平岡109番地60
債務者　小枝　剛司
1　決定年月日時　平成27年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
青森県弘前市大字藤代３丁目11番地１　コーポジュン203号
債務者　前田　剛男
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
青森地方裁判所弘前支部